

佐地産第 303 号
令和 7 年 6 月 12 日

新潟労働局長 様
新潟地方最低賃金審議会 会長 様

佐渡市長 渡辺 竜三

新潟県最低賃金引上げに関する要請書

貴職におかれましては、労働行政の円滑な運営と労働者の生活向上のためにご努力されていることにつきまして、心より敬意を表します。

さて、新潟県の最低賃金決定にあたっては、以下にご配慮くださるようお願いいたします。

記

1. 令和 7 年度新潟県最低賃金の改定にあたっては、物価上昇分を考慮したうえで、最低生活の可能な賃金水準への上積みをはかること。
2. 最低賃金の引き上げにあたっては、首都圏や全国平均との金額差を可能な限り是正・縮小した水準とすること。
3. 最低賃金改定後は、改定金額の周知を徹底するとともに、最低賃金法違反摘発や再発防止などの監督体制を強化すること。また、最低賃金の引き上げにあたっては、賃上げ原資の確保が必要不可欠であることから、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を企業規模や地域を問わずすべての企業へさらに浸透させ、適正な取引ができる環境の整備をはかること。

以上

